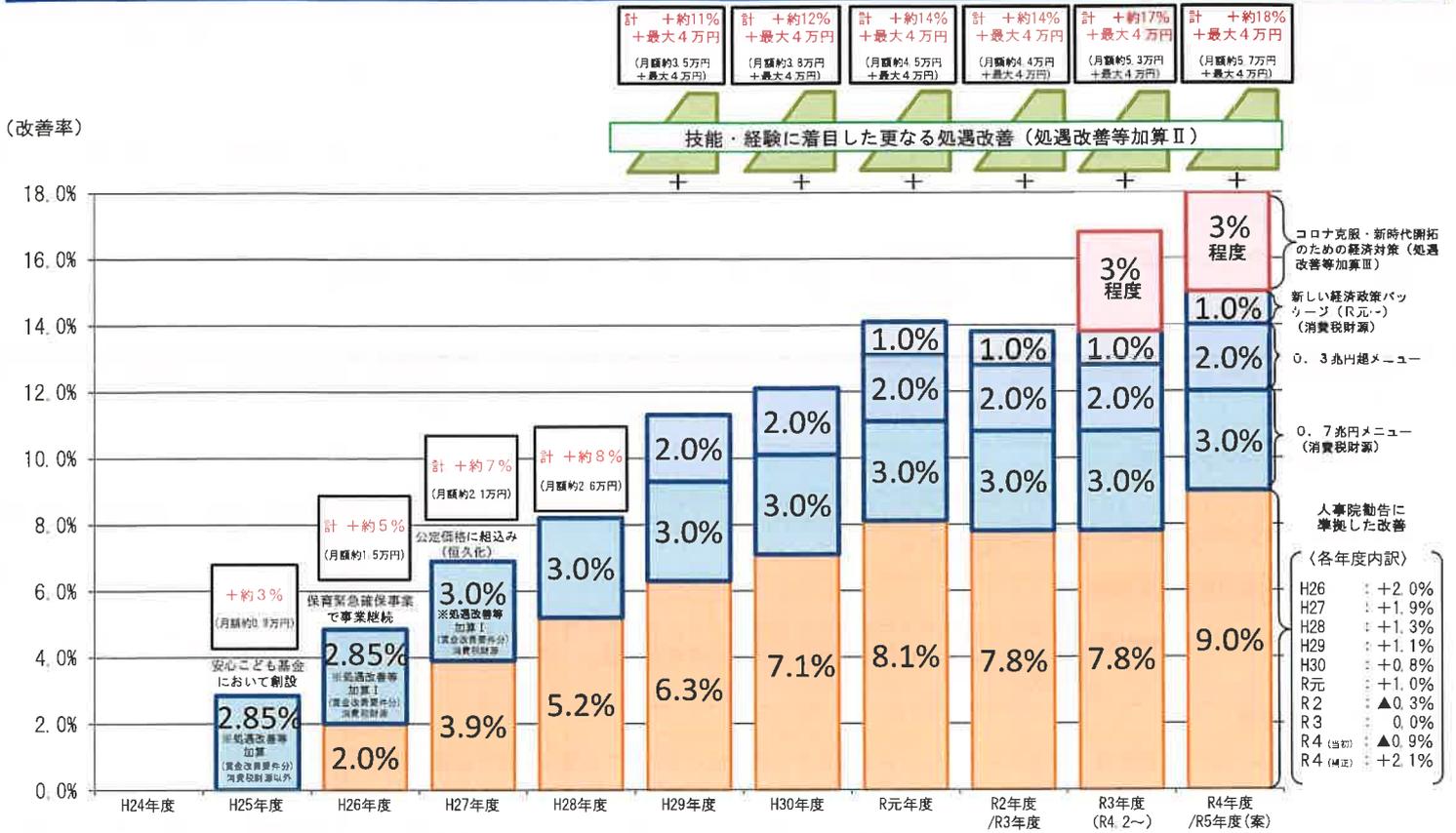


# 保育士等の処遇改善の推移



※ 処遇改善等加算（賃金改善要件分）は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施  
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額  
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる  
 ※ 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」による処遇改善は、令和4年2~9月は「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業」により実施。令和4年10月以降は公定価格により実施（恒久化）

# 職種別平均賃金（役職者除く）（月収換算）



(※1) 令和元年までは職種別の賃金については役職者を除いたものを調査していたが、令和2年から調査方法が変わり、職種別の賃金について役職者を含んだものも調査している。  
 (※2) 「全産業」は、産業別データの「産業計」から役職別データの「役職計」を除いて算出したもの。  
 (※3) 「対人サービス産業」は、産業別データの「宿泊業、飲食サービス業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」を加重平均し、役職別データの「宿泊業、飲食サービス業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」の「役職計」を除いて算出したもの。

資料: 厚生労働省政策統括官(統計・情報政策、労使関係担当)「賃金構造基本統計調査」(平成24年から令和3年までの各年で公表されたもの)により政策統括官付政策立案・評価担当参事官室作成。  
 (注) いずれも一般労働者(短時間労働者を含まないもの)。「役職者含む」としたものの以外は、役職者を除いた数値。  
 「全産業」及び「対人サービス産業」は、令和元年までは100人以上の企業の役職者、令和2年からは10人以上の事業所の役職者を除いた数値。  
 「月収」とは、賃金構造基本統計調査における「きまって支給する現金給与額」に、「年間賞与その他特別給与額」の1/12を足した額。  
 「きまって支給する現金給与額」とは、労働協約又は就業規則などにあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって6分として支給される現金給与額(基本給、職務手当、精進手当、家族手当が含まれるほか、時間外勤務、休日出勤等超過労働給与を含む)のこと。いわゆる手取り額でなく、税込み額である。

1. 基本的な考え方

- 本委員会の「中間整理」で整理したとおり、処遇改善を行うに当たっては、医療や介護、保育・幼児教育などの各分野において、国民の保険料や税金が効率的に使用され、一部の職種や事業者だけでなく、現場で働く方々に広く行き渡るようになっているかどうか、費用の用途の見える化を通じた透明性の向上が必要。
- しかしながら、見える化に関する取組状況は分野ごとに様々であり、継続的な見える化に向けて必要な取組を、各分野において、順次進めていく必要がある。

2. 今後の取組

(1) 共通事項

- 看護職員、介護・障害福祉職員、幼稚園・保育所・認定こども園等の職員の処遇改善について、令和4年10月から、診療報酬等により給与を恒久的に3%程度引き上げるための措置が講じられている。まずはこの措置について、厚生労働省、内閣府において、職員の給与にどのように反映されているか等の検証を行うべきである。
- また、各分野の経営実態調査等について、その性質も踏まえつつ、調査について指摘されている課題の改善を図りながら、調査が実施された際には、今後とも分析を継続的に行うべきである。

(2) 個別の分野ごとの取組

④保育・幼児教育分野

- 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査については、直近の調査が令和元年度とされている。職種ごとの給与費等の継続的な把握につながるよう、定期的な調査の実施について検討すべきである。
- また、他の分野における財務書類の報告・公表や経営情報のデータベース化の実施・検討の状況を踏まえ、同様の取組について速やかに検討を進め、必要な措置を講じるべきである。

技能・経験に応じた処遇改善等加算Ⅱの仕組み

※新たな名称はすべて仮称

研修による技能の習得により、キャリアアップができる仕組みを構築

<標準規模の保育園(定員90人)の職員数>  
※公定価格上の職員数  
園長1人、主任保育士1人、保育士12人、調理員等3人 合計17人

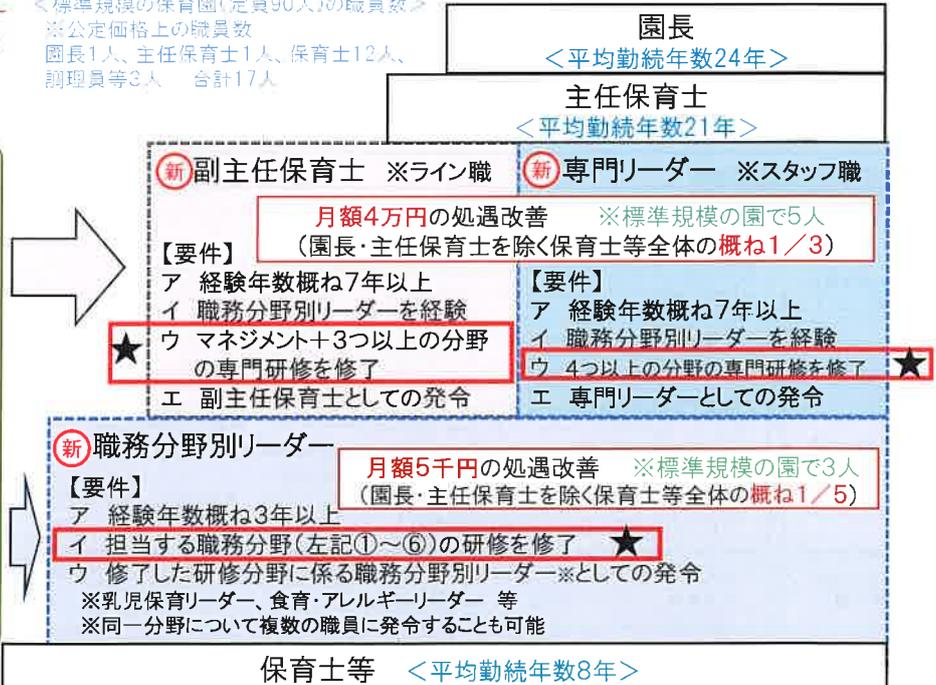
**キャリアアップ研修の創設(H29)**

→以下の分野別に研修を体系化

**【専門研修】**  
①乳児保育 ②幼児教育  
③障害児保育 ④食育・アレルギー  
⑤保健衛生・安全対策  
⑥保護者支援・子育て支援

**【マネジメント研修】**  
**【保育実践研修】**

※ 研修の実施主体：都道府県等  
※ 研修修了の効力：全国で有効  
※ 研修修了者が離職後再就職する場合：以前の研修修了の効力は引き続き有効



- ★令和4年度までは研修修了要件を適用しない。
- ★副主任保育士等は令和5年度、職務分野別リーダーは令和6年度から適用。
- ★副主任保育士等に求める研修修了数は、令和5年度は1分野とし、令和6年度以降、毎年度1分野ずつ引き上げる。

職員への配分方法

- ・ 月額4万円又は月額5千円の加算対象人数分 (園長・主任保育士等を除いた職員の概ね1/3又は1/5) を支給
- ・ 副主任保育士等への配分は、実際に月額4万円の賃金改善を行う職員を1人以上確保した上で、副主任保育士等、職務分野別リーダー等に配分 (月額5千円～4万円未満)
- ・ 職務分野別リーダー等への配分は、加算対象人数以上確保する (月額5千円～副主任保育士等の最低額)
- ・ 法人内の他の施設の職員の賃金改善に充当可 (令和4年度までの時限措置。加算額の20%の範囲内)

# 保育人材の確保に向けた総合的な対策

◆ 「新子育で安心プラン」に基づく約14万人分の保育の受け皿整備に必要な保育人材(新たに約2.5万人)の確保を含め、処遇改善のほか、保育の現場・職業の魅力向上を通じた、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職の支援に総合的に取り組む。

## 新規資格取得支援

- 保育士修学資金貸付の実施(養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け)
  - ・学費5万円(月額)など、卒業後、5年間の実務従事により返還を免除、過疎地域に適用されている返還免除の特例(実務従事5年〜3年)について、離島その他の地域にも適用を拡大【R5予算】
- 保育士の資格取得を支援
  - ・保育所等で働きながら養成校卒業による資格取得を目指す方への授業料、保育士試験の合格による資格取得を目指す方への教材費等の支援
- 保育士試験の年2回実施の推進(27年度:4府県で実施→29年度:全ての都道府県で実施)
- 保育士・保育の現場の**魅力発信**(情報発信のプラットフォームの構築など、様々な対象者に対し魅力発信を実施)【R3予算〜】

## 就業継続支援

- 保育所等におけるICT化の推進**
  - ・①保育に関する計画・記録、②保護者との連絡、③子どもの登降園管理等の業務のICT化に係るシステムの導入費用や研修等を支援
  - ・上記①〜③の3つの機能のうち必要な機能のみを選択して導入する場合も補助対象となるよう補助要件を見直し【R4補正予算】
- 保育補助者の雇い上げの促進**(保育士の業務を補助する方の賃金の補助)
  - ・補助要件(勤務時間週30時間以下の要件)の撤廃&保育士確保が困難な地域の補助基準額の引き上げ【R3予算〜】
- 保育体制強化事業の促進**(清掃等の業務を行う方の賃金の補助)
  - ・保育に係る周辺業務を行う者(保育支援者)の配置に加え、登園時の整った玄関等やプール活動時など一部の時間帯にスポット的に支援者を配置する場合も補助【R5予算】
  - ・園外活動時の見守り等を行う保育支援者を配置する場合の補助対象に小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業等を追加【R5予算】
- 保育士宿舍借り上げ支援**(補助額:一人当たりの月額を市区町村単位で設定(月額8.2万円を上限)、支給期間:採用から5年以内※)
  - ※直近2カ年のいずれかで保育士の有効求人倍率が2以上の場合は採用から7年以内【R5予算】
  - ※前年度に事業の対象だった者で引き続き当年度も事業の対象となる場合は前年度の年数を適用
- 保育士の働き方改善への支援**
  - ・労務管理の専門家による巡回支援や魅力ある職場づくりの啓発セミナーの実施【R3予算〜】
  - ・保育士確保や定着、労働条件等の改善に関して、保育士の相談窓口を設置【R3予算〜】

## 離職者の再就職支援

- 保育士・保育所支援センターの機能強化**(潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援(職業紹介)を実施)
  - ・マッチングシステムを導入する費用を支援し、業務の効率化・きめ細かなマッチングを実施(補助額700万円)
  - ・保育補助者等のマッチングや現職保育士に対する支援、管内の保育所等への巡回等によるマッチング機能の向上【R3予算〜】
- 就職準備金貸付事業**(再就職する際に必要となる費用を貸し付け(40万円)、2年間勤務した場合、返還を免除)

# 保育士修学資金貸付等事業

<保育対策総合支援事業費補助金>

令和5年度当初予算 457億円の内数 (453億円) ※()内は前年度当初予算額  
+ 令和4年度第2次補正予算 42億円

## 1. 施策の目的

- 保育人材確保事業を着実に実施するため、都道府県・指定都市で実施している保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の充実や新規に貸付事業を実施する自治体への支援を行う。

## 2. 施策の内容

<p>1. 保育士修学資金貸付(個人向け)</p>	<p>○保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け ○卒業後、5年間の実務従事(貸付を受けた都道府県の施設)により返還を免除 →現行、過疎地域に適用されている返還免除の特例(実務従事5年〜3年)について、離島その他の地域にも適用拡大【R5予算】 ※貸付決定者数 5,217人(令和3年度実績)</p>	<p>○貸付額(上限) ア 学費 5万円(月額) イ 入学準備金 20万円(初回に限る) ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る) エ 生活費加算 4〜5万円程度(月額) ※生活費加算は給付及びこれに準ずる状況の者に限る ※貸付期間:最長2年間</p>
<p>2. 保育補助者雇上支援(事業者向け) ※幼保連携型認定こども園対象</p>	<p>○保育士の雇用管理改善や労働環境改善に積極的に取り組んでいる保育事業者に対し、保育士資格を持たない保育補助者の雇い上げに必要な費用の貸付けにより、保育士の負担を軽減 ○施設全体の保育従事者に占める未就学児を持つ保育従事者の割合が2割以上の保育所等については、短時間勤務の保育補助者を追加配置に必要な費用を貸付 ○保育補助者が原則として3年間で保育士資格を取得又はこれに準じた場合、返還を免除 ※貸付決定者数 223人(令和3年度実績)</p>	<p>○保育補助者雇上費貸付額(上限) 295.3万円(年額) ※貸付期間:最長3年間 ○保育補助者(短時間勤務)雇上費貸付額(上限) 221.5万円(年額) ※貸付期間:最長3年間</p>
<p>3. 未就学児を持つ保育士の保育所復帰支援(個人向け)</p>	<p>○未就学児を有する潜在保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を促進 ○再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 ※貸付決定者数 1,558人(令和3年度実績)</p>	<p>○貸付額(上限) 5.4万円の半額(月額) ※貸付期間:1年間</p>
<p>4. 潜在保育士の再就職支援(個人向け)</p>	<p>○潜在保育士が再就業する場合の就職準備金の貸付けにより、潜在保育士の掘り起こしを促進 ○再就職後、2年間の実務従事により返還を免除 ※貸付決定者数 1,668人(令和3年度実績)</p>	<p>○貸付額(上限) 就職準備金 40万円</p>
<p>5. 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援(個人向け)</p>	<p>○保育所等に勤務する未就学児を持つ保育士について、勤務時間(早朝又は夜間)により、自身の子どもの預け先がない場合があることから、ファミリー・サポート・センター事業やベビースITTER派遣事業を利用する際の利用料金の一部を支援 ○2年間の勤務により返還を免除 ※貸付決定者数 6人(令和3年度実績)</p>	<p>○貸付額(上限) 事業利用料金の半額 ※貸付期間:2年間</p>

## 3. 実施主体等

【実施主体】都道府県・指定都市

【補助割合】国:9/10、都道府県・指定都市:1/10

# 保育士の業務負担軽減のための支援策

## 保育補助者雇上強化事業

(保育対策総合支援事業費補助金：令和5年度当初予算：457億円の内数)

- 【事業内容】 保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育士の補助を行う保育補助者の雇上げに必要な費用を補助
- 【実施主体】 市区町村
- 【補助基準額】 定員121人未満の施設：年額 2,309千円 又は 年額 3,079千円(※)  
定員121人以上の施設：年額 4,618千円 又は 年額 6,158千円(※) (※) 保育士確保が困難な地域
- 【保育補助者の要件】 保育所等での実習等を修了した者等
- 【補助割合】 国：3/4、都道府県：1/8、市区町村(指定都市・中核市除く)：1/8 もしくは 国：3/4、市区町村：1/4



## 保育体制強化事業

(保育対策総合支援事業費補助金：令和5年度当初予算：457億円の内数)

- 【事業内容】 清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳や、園外活動時の見守り等といった保育に係る周辺業務を行う者(保育支援者)の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。
- 【実施主体】 市区町村が認めた者
- 【補助基準額】 1か所当たり 月額100千円  
※1 保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合 1か所当たり 月額145千円  
\* 保育支援者が、市区町村が認めた交通安全に関する講習会等に参加することを要件とする。  
※2 キッズ・ガードに謝金を支払う場合又は園外活動時の見守り等を委託する場合 1か所当たり 月額 45千円  
※3 スポット支援員の配置を行った場合 1か所当たり 月額 45千円
- 【補助割合】 国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4 もしくは 国：1/2、市区町村：1/2
- 【対象施設】 保育所、幼保連携型認定こども園



## 保育所等におけるICT化推進等事業

(保育対策総合支援事業費補助金：令和4年度第2次補正予算：91億円)

- 【事業内容】 保育士の業務負担軽減を図るため、保育の周辺業務や補助業務(①子どもの登降園管理、②保育に関する計画・記録、③保護者との連絡)に係るICT等を活用した業務システムの導入費用の一部を補助
- 【実施主体】 市区町村
- 【補助基準額】 ・1機能の場合：70万円 ・2機能の場合：90万円 ・3機能の場合：100万円 ※いずれも端末購入等を行う場合
- 【補助割合】 ①は国：3/5、市区町村：1/5、事業者：1/5 ※令和5年度末までの限定的措置として、補助率を嵩上げ  
②、③は国：1/2、市区町村：1/4、事業者：1/4



## 幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格について

- **幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等については、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要。**

(「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(※以下「認定こども園法」) 15条第1項)

### 特例措置(※)

※令和6年度末まで

(認定こども園法一部改正法の施行)  
(平成27年4月1日)から10年間

### ① 幼保連携型認定こども園の保育教諭等の資格要件の緩和 (令和6年度末まで)

- 幼稚園免許状・保育士資格のいずれか一方の免許状・資格のみで保育教諭等となることができる特例。(認定こども園法附則第5条)

※幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園教諭免許状及び保育士資格の保有状況(令和3年4月1日現在)

免許・資格の保有状況	人数	割合
両方保有	131,087人	91.4%
どちらか一方のみ保有	12,378人	8.6%
幼稚園教諭のみ	2,999人	2.1%
保育士のみ	9,379人	6.5%
総数	143,465人	100.0%

### ② 幼稚園教諭免許状・保育士資格の取得要件の緩和 (令和6年度末まで)

- 免許状又は資格の一方のみを持ち、一定の勤務経験(3年かつ4,320時間)を有する者について、

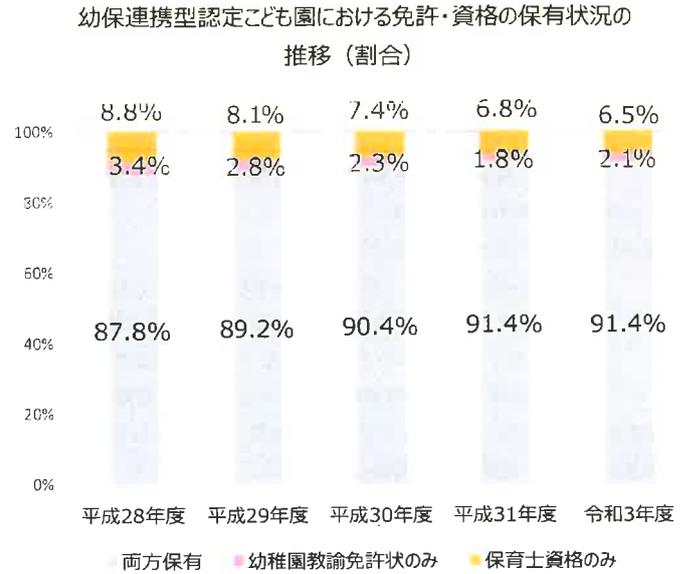
大学等で一定の単位(8単位(※))を履修すること等による、もう一方の免許状・資格の取得に係る特例(※) 幼稚園教諭免許状：大学等における単位の修得(39単位(二種)/+20単位(一種)/+24単位(専修))

(教育職員免許法附則第18項、児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準)

- 本特例制度を活用し、幼稚園教諭免許状の授与がなされた件数(平成25年~30年度)：20,013件
- ・保育士試験に合格した者(平成26年度から令和元年度)：33,485人

# (参考) 幼保連携型認定こども園における免許・資格の保有状況について

- 幼保連携型認定こども園における幼稚園教諭免許状・保育士資格を両方保有する職員の割合は着実に改善している。
- 一方で、幼保連携型認定こども園の施設数の増加に伴い、幼稚園教諭免許状・保育士資格を一方のみ保有している職員の数自体は増加している。



(参考) 幼保連携型認定こども園の数

平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年
2,785	3,618	4,409	5,137	5,688	6,093

※ 各年度4月1日現在

※ 令和2年度は調査を実施せず

(出所) 内閣府「認定こども園調査」

## 免許・資格の併有促進 (現行)

【幼稚園教諭免許状】保育士としての勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数を軽減

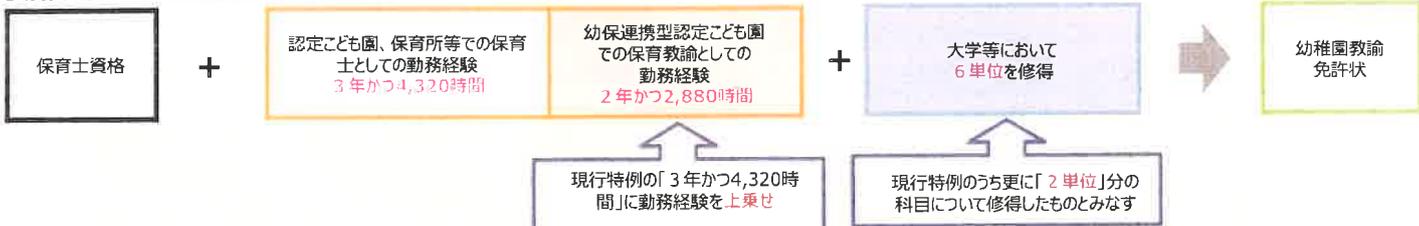


【保育士資格】幼稚園教諭としての勤務経験を評価し、保育士資格の取得に必要な単位数を軽減



## 免許・資格の更なる併有促進策 (令和5年4月～)

【幼稚園教諭免許状授与の更なる特例】



【保育士資格取得の更なる特例】

